

令和 7 年 4 月 1 0 日

【特例措置】対象地区嘱託員 各位

佐渡市役所 羽茂支所

高齢化集落支援事業について（お知らせ）

日頃、佐渡市の土木行政に格別なるご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成24年度から事業化された「高齢化集落支援事業」について、令和7年度も引き続き実施することとなり、貴集落はこの支援事業の特例（前年度対象集落であったが、今年度対象外集落となった場合、2ヶ年以内は支援の対象とします。）としての対象集落となります。

この事業は、集落で実施している集落内の市道等の草刈や側溝清掃等奉仕活動について、高齢化が進み労力不足となっている現状を勘案し、市が認定する「地域貢献地元企業」の協力を得て、作業等の支援をするものです。

つきましては、対象集落に対し、要望箇所の取りまとめを実施いたしますので、下記により必要書類の提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 「高齢化集落支援事業」要望書（様式1）
- (2) 要望箇所がわかる位置図（住宅地図等）

※ 提出先の各支所、行政サービスセンターには住宅地図が備えてありますので、要望書提出の際にご活用いただけます。

2 提出先

羽茂支所 産業建設係

又は 小木行政サービスセンター窓口

3 提出期限

令和7年4月25日（金）

※ 4月中の作業を要望する場合は、早めに要望書の提出をお願いします。
また、期限までに提出できない場合や、不明な点がございましたら、下記担当まで連絡をお願いします。

【問い合わせ先】 佐渡市役所 羽茂支所 産業建設係 担当:向山

電話番号 88-3111 FAX 番号 88-3569

小木行政サービスセンター 地域支援係 担当:井藤

電話番号 86-3111 FAX 番号 86-4005

記載例

様式 1

『高齢化集落支援事業』要望書（特例）

令和 7 年 ○月○○日

佐渡市長 渡 辺 竜 五 様

要 望 者 ○○集落区長
住 所 佐渡市千種232番地
氏 名 佐 渡 太 郎 印
電話番号 63-5118

記

No.	要望する支援の内容等	箇所数(優先順位)
1	市道・集落道(赤道等)の草刈り	1 (①)
2	市道・集落道(赤道等)の支障木伐採	
3	市道・集落道(赤道等)の側溝清掃	1 (②)
4	生活水路・小河川等の草刈り	
5	生活水路・小河川等の清掃	1 (③)
6	その他()	

◎貴集落が支援を依頼したい地域貢献地元企業：○○建設(株)

◎貴集落が支援を依頼したい時期：○月～○月まで

※要望書を提出する際は、要望箇所がわかる住宅地図等位置図を添付願います。

※国・県道や二級河川及び農・林道など他機関が管理するものは対象外です。

※地域貢献地元企業は、別紙一覧表から選択願います。

※要望箇所が多数でも、10世帯未満集落は15万円、10世帯以上集落は25万円が事業費の限度額です。集落内で優先順位をつけて要望して下さい。

様式 1

『高齢化集落支援事業』要望書（特例）

令和 年 月 日

佐渡市長 渡 辺 竜 五 様

要 望 者

住所 佐渡市

印

電話番号

記

No.	要望する支援の内容等	箇所数(優先順位)
1	市道・集落道(赤道等)の草刈り	
2	市道・集落道(赤道等)の支障木伐採	
3	市道・集落道(赤道等)の側溝清掃	
4	生活水路・小河川等の草刈り	
5	生活水路・小河川等の清掃	
6	その他()	

◎貴集落が支援を依頼したい地域貢献地元企業：

◎貴集落が支援を依頼したい時期：

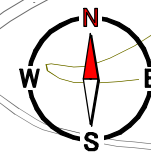
※要望書を提出する際は、要望箇所がわかる住宅地図等位置図を添付願います。

※国・県道や二級河川及び農・林道など他機関が管理するものは対象外です。

※地域貢献地元企業は、別紙一覧表から選択願います。

要望箇所位置図 記載例

〇〇集落 要望箇所 位置図



要望③小河川清掃 L=200m

要望①
道路側溝清掃 L=300m

要望② 市道草刈りL=100m

要望④ 市道草刈りL=150m

おぼどうのかま
小木堂釜

こびえ
小比叡

はもちおはし
羽茂大橋

はもちおはし
羽茂

(地区別)

地域貢献地元企業認定者名簿

◆ 令和7年4月1日現在

No.	商号又は名称	地区
1	(有)麻布組	両津
2	(有)有本組	両津
3	(有)菊池組	両津
4	(有)協和建設工業	両津
5	(有)高橋設備	両津
6	(有)藤栄建設	両津
7	(株)堂谷組	両津
8	(株)新潟メンテック	両津
9	(株)広瀬組	両津
10	(有)古木設備	両津
11	(株)本間組 佐渡支店	両津
12	ライト工業(株) 佐渡営業所	両津
13	岩崎建設(株)	相川
14	(有)グリーンテック	相川
15	(株)近藤組	相川
16	(有)清水建設	相川
17	(有)安田組	相川
18	(株)アイディ	佐和田
19	伊藤建設(株)	佐和田
20	(有)ケーティー工業	佐和田

No.	商号又は名称	地区
21	(有)西香園	佐和田
22	(有)坂口組	佐和田
23	佐渡企業(株)	佐和田
24	澤根建設(株)	佐和田
25	中央建工(有)	佐和田
26	(株)向山組	佐和田
27	(株)渡辺建設	佐和田
28	中野建設工業(株) 金井支店	金井
29	新潟企業(株) 佐渡支店	金井
30	(株)みらいテック	金井
31	(有)山城物産	金井
32	(株)飯田組	新穂
33	(有)齋藤工業	新穂
34	渡辺建設工業(株)	新穂
35	(株)アースエコロジー	畑野
36	(有)安藤建設	畑野
37	(株)越佐ロード	畑野
38	帯刀建設(株)	畑野
39	中川建設(株)	畑野
40	(株)中村工業	畑野

No.	商号又は名称	地区
41	新潟道路(株)	畑野
42	(有)日本興業	畑野
43	(有)根岸組	畑野
44	丸佐建設(株)	畑野
45	遠藤建設(株)	真野
46	小木建設(株) 佐渡営業所	真野
47	(有)佐渡工業	真野
48	(株)佐渡造園土木	真野
49	真野建設興業(株)	真野
50	小木物産工業(株)	小木
51	(有)甲成建設	小木
52	中野建設工業(株)	小木
53	(株)北陸ムラタ	小木
54	新道建設(有)	羽茂
55	堀田建設(株)	羽茂
56	本間建設(株)	羽茂
57	共栄建設工業(株)	赤泊
58	(有)新生建設	赤泊
59	(有)松田	赤泊
60	矢櫃建設(株)	赤泊

No.	商号又は名称	地区
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		

No.	商号又は名称	地区
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		

※ 赤字No.は令和7年4月1日以降の認定者

高齢化集落支援事業について（集落配布用）

（R7.4月 建設課）

○事業の概要

高齢化率が高い集落が実施している市道等の道普請や江普請について、労力不足で継続が困難となっている実情を踏まえ、地域貢献地元企業の協力を得て、引き続き継続的に実施されるよう支援するものです。

事業の実施にあたって、対象集落からの要望を聞き取り、従来から集落が実施している道普請等コミュニティ活動を阻害することなく、本事業による支援で労力不足等を補い、集落内の環境保全に寄与するものです。

また、地元建設業者の受注機会を確保することで、更なる地域貢献への取り組みを促すものです。

○対象集落について

高齢化率50%以上の行政区（集落）

※対象集落の基準日は、前年度4月1日です。

※集落内全ての住民に対し、65歳以上の住民が占める割合が50%以上の集落を対象としています。ただし、前年度対象集落であったが、今年度対象外集落となった場合、2ヶ年以内の特例措置期間を設けています。

○対象支援について

市道 （草刈り、支障木処理、側溝清掃等）

生活水路、小河川（草刈り、支障木処理、清掃等）

その他施設 （集落のコミュニティ活動上重要な施設）支援内容は上記と同じ

※二級河川、農道、林道等は建設課の管理ではないため支援の対象外です。

○1 集落当たりの年間限度額について

①世帯数が10世帯未満の高齢化行政区に対する限度額 30万円【特例措置15万円】

②世帯数が10世帯以上の高齢化行政区に対する限度額 50万円【特例措置25万円】

○依頼業者の選定について

佐渡市が認定する地域貢献地元企業の中から選定してください。（別紙参照）

※集落が依頼したい業者が地域貢献地元企業ではない場合は受付時にご相談ください。